

## 「ご契約のしおりー（定款・）約款」変更のお知らせ

契約成立日が2024年4月1日以降のご契約より、「ご契約のしおりー（定款・）約款」（種類番号：28・29・30・87）に記載されている内容が一部変更となります。

つきましては、変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおりー（定款・）約款」（種類番号：28・29・30・87）とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

### I. 変更内容

#### 1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

（1）契約内容登録制度・契約内容照会制度における登録事項が以下のとおり変更となります。

##### 【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日
- ⑤取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がん給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障給付金の月額
- ⑦先進医療保障給付の件数
- ⑧契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日
- ⑨取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、復旧、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる保険契約記号番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

（2）制度内容変更に伴い、契約成立日が2024年4月1日以降のご契約より契約内容登録制度・契約内容照会制度対象契約の約款から「契約内容の登録」の条項を削除いたします。

※詳細は以下の二次元コードまたはURLからご確認ください。



こちらの二次元コードからは当社ホームページに掲載している『「契約内容登録制度」の改正に伴う約款改定について』をご確認いただけます。  
(URL : [https://www.asahi-life.co.jp/oshirase\\_20240117\\_1.pdf](https://www.asahi-life.co.jp/oshirase_20240117_1.pdf))

## 2. 社長交代について

弊社の社長交代（2024 年4月1日付）に伴い、「8. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について」を以下のとおり変更いたします（下線部が変更箇所です）。

### 1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

（中略）

○当社の保険契約等に関する登録事項については、当社〔朝日生命保険（相）東京都新宿区四谷 1-6-1 代表取締役社長：石島 健一郎〕が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

- （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- （オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

（中略）

### 2. 支払査定時照会制度について

（中略）

○当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社〔朝日生命保険（相）東京都新宿区四谷 1-6-1 代表取締役社長：石島 健一郎〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

- （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- （オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

### 3. 5年ごと利差配当付商品について

5年ごと利差配当付商品について、より柔軟な配当還元を可能とするため、契約成立日が2024年4月1日以降のご契約より約款を改定いたします。

※契約成立日が2024年3月31日以前のご契約につきましても、遡及して同様の対応を実施いたします。  
詳細は以下の二次元コードまたはURLからご確認ください。



こちらの二次元コードからは当社ホームページに掲載している『「5年ごと利差配当付商品」の配当還元の充実に向けた約款改定について』をご確認いただけます。

(URL : [https://www.asahi-life.co.jp/oshirase\\_20240117\\_2.pdf](https://www.asahi-life.co.jp/oshirase_20240117_2.pdf))

※決算の結果によっては、社員配当金のお支払いを見送らせていただく場合があります。

### II. 変更後の「ご契約のしおり一定款・約款 契約概要／注意喚起情報」について

変更後の「ご契約のしおり一定款・約款 契約概要／注意喚起情報」につきましては、当社ホームページにて公開しておりますので、契約日をご確認のうえ、以下の二次元コードまたはURLからご確認ください。



こちらの二次元コードからは当社ホームページに掲載している「ご契約のしおりー（定款・）約款」をご確認いただけます。

(URL : <https://www.asahi-life.co.jp/service/shiori/index.html>)

### III. 変更の対象となる「ご契約のしおりー（定款・）約款」

| 種類番号 | 対象となる「ご契約のしおりー（定款・）約款」 | 変更内容  |
|------|------------------------|-------|
| 28   | ご契約のしおり一定款・約款          | 1・2・3 |
| 29   | ご契約のしおり一定款・約款          | 1・2   |
| 30   | ご契約のしおり一定款・約款          | 1・2・3 |
| 87   | ご契約のしおり一定款・約款          | 1・2・3 |